

# 国立市南部地域整備基本計画策定市民検討会設置要綱

平成20年10月21日  
訓令第58号

## (設置)

第1条 国立市南部地域整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、市民の意見を反映させるため、国立市南部地域整備基本計画策定市民検討会（以下「市民検討会」という。）を設置する。

## (役割)

第2条 市民検討会は、基本計画の策定に係る主要な課題等について検討するものとする。

## (組織)

第3条 市民検討会は、委員58名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 計画地域内の自治会等の選出者   | 25名以内 |
| (2) 計画地域内の法人等の代表     | 8名以内  |
| (3) 計画地域内の教育関係機関等の代表 | 18名以内 |
| (4) 計画地域内の活動機関等の代表   | 1名以内  |
| (5) 公募市民             | 6名以内  |

## (会長及び副会長)

第4条 市民検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、市民検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 市民検討会は、会長が招集し、議長となる。

2 市民検討会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (世話人会)

第6条 市民検討会は、市民検討会の円滑な運営を行うため、世話人会を設置することができる。

## (解散)

第7条 市民検討会は、国立市南部地域整備基本計画策定庁内検討会が基本計画素案を策定した日をもって解散する。

## (庶務)

第8条 市民検討会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会の運営に関し必要な事項は、会長が市民検討会に諮って定める。

## 付 則

この訓令は、平成20年10月21日から施行する。